

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 6 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800009号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1800005号

第1 結論

昭和60年2月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年2月から同年8月まで

私は、昭和60年1月にA社を退職した後、実家のあるB市に戻り、時期は定かでないが、国民年金の加入手続を同市C区役所で行い、請求期間の国民年金保険料については、時効にかかる前までに金融機関若しくは郵便局で納付したはずである。

時期は不明だが、国民年金保険料の未納期間はないことを区役所で確認したことを覚えてるので、調査の上、請求期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年1月にA社を退職した後、実家のあるB市に戻り、時期は定かでないが、国民年金の加入手続を同市C区役所で行い、請求期間の国民年金保険料については、時効にかかる前までに金融機関若しくは郵便局で納付したと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続時期や具体的な事務手続について覚えておらず、請求期間の保険料についても、納付時期や納付金額を覚えていないことから、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録から、平成元年4月頃と推認される上、B市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日は昭和63年3月16日と記載されており、同日前に資格取得した記録は確認できることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800014号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱) 第1800001号

第1 結論

昭和34年10月8日から昭和39年2月23日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年10月8日から昭和39年2月23日まで

年金記録を確認した際に、請求期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金をもらった記憶がないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社(現在は、B社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和39年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、i) 上記の被保険者名簿及び被保険者原票に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和39年2月の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する15名(当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失後6か月以内に再取得した者を除く。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、請求者を含む13名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち9名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同日となっている者がいることが確認できること、ii) 請求期間当時の経理担当者は、当時、事業所が従業員の代わりに脱退手当金を請求していた旨陳述していることを踏まえると、A社においては、請求者も含め事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたものと考えられる。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手

当金を受給していないものと認めることはできない。